

## 法人税実務事例検討

法人課税信託から引き継いだ株式を譲渡した場合  
の税務上の取扱い

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

## 本事例における留意点

受益者等が存しない信託として法人課税信託に該当していた信託から受益者等として信託財産を引き継いだ場合には、その法人課税信託の帳簿価額による引継ぎをしたこととなり、かつ、その帳簿価額に相当する金額（受贈益）の課税所得は発生しないが、その信託財産を譲渡した時にその引き継いだ帳簿価額を譲渡原価として所得金額の計算をすることになる。

## 事 例

当社は取引先であるA社の株式について、受益者等が存しない信託（本信託）から信託財産であるA社株式10,000株（時価@4,000円）の贈与を受けました。

この贈与は、A社の役員が設立した本信託に信託財産として拠出されたA社株式について、本信託の受益者として当社が指定されたことによるものです。

また、本信託は受益者等が存しない信託として法人課税信託に該当するものとして受託者が法人税の確定申告書を提出しています。

なお、当社は翌期にA社株式を@4,400円で5,000株の譲渡をしています。

## 【当期の当社の会計処理】

A社株式	40,000,000円	/	受贈益	40,000,000円
------	-------------	---	-----	-------------

（本信託における受益者指定の直前の帳簿価額は@1,000円×10,000株=10,000,000円です。）

## 【翌期の当社の会計処理】

現金預金	22,000,000円	/	A社株式	20,000,000円
		/	A社株式譲渡益	2,000,000円

※ 手数料等の処理は省略しています。